

目次

教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……………2
- 押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……………4
- 義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……………5
- 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部を改正する教育委員会規則……………6
- 北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………8

教育長訓令

- 北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令……………15
- 北海道教育庁職員服務規程等の一部を改正する教育長訓令……………15
- 機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………17
- 道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令……………22
- 教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令……………22
- 北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令……………22

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第5号）

- 1 趣旨
北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
(1) 北海道教育庁の本庁及び出先機関の組織に関し、次のとおり改めることとした（第1条関係）。
 - ア 文化財・博物館課に新たに担当課長を設置すること。
 - イ 学力向上推進課を設置すること。
 - ウ 関係する局、課及び担当課長の所掌事務を整理すること。
 - エ その他所要の規定の整備を行うこと。
- (2) 北海道立近代美術館の組織を再編することとした（第2条関係）。
- 3 施行期日等
(1) この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。
(2) その他関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした（附則第2項関係）。

◆押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

- 1 趣旨
押印を求める手続の見直しに伴い、関係教育委員会規則の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
次の教育委員会規則で定める押印等を求める手続を廃止することとした（第1条、第2条関係）。
 - (1) 北海道教育委員会聴聞規則
 - (2) 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する教育委員会規則
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした（附則関係）。

◆義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

- 1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、公立の小学校等の学級編制の標準に関し、所要の改正を行うために、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

令和3年4月に施行された改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、公立の小学校等の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げることとなったことから、令和4年度においては、小学校第3学年を引き下げることとした(別表関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第8号)

1 趣旨

北海道立図書館利用者の利便性向上のため、利用者カードに係る所要の規定を整備するため、この教育委員会規則を整備することとした。

2 内容

図書館資料の貸出しの際、個人番号カードを利用者カードとして利用することができる規定を整備することとした(第22条の2関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第9号)

1 趣旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した高等学校等の生徒の観覧料金に関する規定の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

成年年齢に達した高等学校及び中等教育学校の生徒を、親子等観覧料金における成人から除外することとした(第7条の2関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第10号)

1 趣旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る貸付金申請の手続及び誓約書の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

成年年齢に達した生徒に係る貸付金申請の手続や誓約書における保証人の保証の内容を明確化するとともに、極度額(保証人が支払いの責任を追う金額の上限)を設定することとした(別記様式関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第11号)

1 趣旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

生徒が在学中に行う手続等で規定する「保護者」を「保護者等」に改めるとともに、幼稚園、高等部及び専攻科の入学願書を定めることとした(別記様式関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第5号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則
(北海道教育庁組織規則の一部改正)

第1条 北海道教育庁組織規則(昭和46年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に、「第29条・第30条」を「第30条・第31条」に、「第31条―第34条」を「第32条―第35条」に、「第35条―第37条」を「第36条―第38条」に、「第38条」を「第39条」に、「第39条」を「第40条」に改める。

第4条第15号中「一般的調査統計及び基幹統計に関すること」を「基幹統計その他の統計に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第13条第1項第25号中「職務の級」の次に「、昇格」を加え、「号俸の決定」の次に「その他任命権者としての事務」を加える。

第15条第3号中「一般的調査統計及び基幹統計に関すること」を「基幹統計その他の統計に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)」に改める。

第18条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「関すること」の次に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同条を第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 北海道立近代美術館の再整備に関すること。

第18条の次に次の1項を加える。

2 文化財・博物館課担当課長は、文化財・博物館課の所掌事務のうち、北海道立近代美術館の再整備に関する事務をつかさどる。

第21条中「7課」を「8課」に改め、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学力向上推進課

第22条第1項第4号中「第10号及び第19号」を「第8号及び第21号」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、第20号を第21号とし、同条の前に次の3号を加える。

(18) 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 整備計画に関すること。

イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。

(19) 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと(総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。)

(20) 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること(他課の所掌に属するものを除く。)

第22条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号及び第11号を削り、同項に次の3号を加える。

(8) 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。

ア 整備計画に関すること。

イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。

(9) 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと(総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。)

(10) 市町村立の特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること(他課の所掌に属するものを除く。)

第39条を第40条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第35条中「第29条及び第31条」を「第30条及び第32条」に改め、同条を第36条とする。

第34条を第35条とする。

第33条第1項第1号中「の事務に関すること」を「その他任命権者としての事務に関すること」に改め、同項中第2号を削り、第8号を第7号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第34条とする。

第32条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第30条第1項第3号中「中等教育学校の後期課程を含む。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第31条とする。

(2) 道立の高等学校の生徒用情報端末を活用した教育活動の推進に関すること。

第29条を第30条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第2号中ア及びイを削り、ケをキとし、ウからクまでをアからカまでとし、同条第3号を削り、同条第4号中アを削り、カをオとし、イからオまでをアからエまでとし、同条を第3号とし、同条第9号を第8号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第25条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(学力向上推進課の事務)

第24条 学力向上推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 児童及び生徒の学力向上に係る施策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に関すること。
- (3) 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。

(北海道立美術館管理規則の一部改正)

第2条 北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中

学芸企画課	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	事務職員	
を				
リサーチ推進課 企画推進課	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。	事務職員	
に、				
学芸企画課	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	事務職員	
を				
リサーチ推進課 企画推進課	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。	事務職員	
に				

改める。

第9条中「学芸企画課」を「リサーチ推進課及び企画推進課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。
(北海道教育委員会公印規則の一部改正)
- 2 北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。
別表北海道教育庁本庁に置かれる局の局長の印の項中「第36条」を「第37条」に改める。

押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第6号

押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(北海道教育委員会聴聞規則の一部改正)

第1条 北海道教育委員会聴聞規則（平成6年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、主宰者がこれに記名押印」を「記載」に改める。
 (北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する教育委員会規則の一部改正)

第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する教育委員会規則(平成21年北海道教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第3項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第7号

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則(昭和41年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「	単式学級 (第1、第2 学年の児童 で編制する 学級)	を	単式学級 (第1学年か ら第3学年 までの児童 で編制する 学級)	に改める。	」
---	-----------------------------------------	---	--------------------------------------------------	-------	---

附 則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第8号

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立図書館利用規則(昭和53年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードの利用)

第22条の2 前条の規定により利用者カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。)を利用者カードとして利用することができる。

2 前項の規定により個人番号カードを利用者カードとして利用するための手続に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第9号

北海道立美術館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立美術館利用規則(平成4年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第3号中「成人(」の次に「成年年齢に達した高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の生徒及び」を加え、「(中等教育学校の後期課程を含む。以下同

別記第5号様式(第4条関係)

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道教育委員会 様

	学校名	高等学校	課程第	学年
本人	氏名			㊟
	住所			
保証人	氏名			㊟
	本籍			
	住所			
	本人との関係			
保証人	氏名			㊟
	本籍			
	住所			
	本人との関係			

この度、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例による学資金の貸付けを受けることについては、同条例及び公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の規定を守ることはもちろん、学資金貸付けの趣旨に従い、学業に励むことを誓います。

万一、本人に不都合なことがあったときは、保証人は、672,000円(月額14,000円×12月×4年)以内の学資金の返還を行います。

なお、次年度以降において引き続き当該学資金の貸付けを受ける場合にも、この誓約内容を守ります。

(注1) 保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者で、将来学資金返還の責任を負うことのできるものであること。

(注2) 保証人は、主債務者と連帯して、債務を負担するものではない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第5号様式の2中

「

高等学校長

備考 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番縦型とする

」を

「

高等学校長

(注) 生徒が成人に達しているときは、保護者の欄は記入を要しない

備考 用紙の大きさは、日本産業企画A列4番縦型とする

」に

改める。

附 則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会規則第11号

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第16条関係)

幼稚園		受 検 番 号	
入 学 願 書			
令和 年 月 日			
北海道		学校長 様	
出願者署名又は記名			
保 護 者 等 署 名			
貴校幼稚園に入学したいので、許可してください。			
出 願 者	ふりがな 氏 名		保 護 者 等
	生 年 月 日	平成 年 月 日 生 令和	ふりがな 氏 名
	現 住 所	□□□-□□□□	現 住 所
	通園・通所 機 関		(電話) - -
寄 宿 舎	<input type="checkbox"/> 入舎を希望する <input type="checkbox"/> 入舎を希望しない		
備 考			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
- 2 受検番号欄は記入しないこと。
- 3 保護者等署名欄は、出願者が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人又は補助人が署名すること。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式の2(第16条関係)

高等部		受 検 番 号		
入 学 願 書				
令和 年 月 日				
北海道		学校長 様		
出願者署名又は記名				
保 護 者 等 署 名				
貴校高等部に入学したいので、許可してください。				
出願学科・学級	第1志望	第2志望	第3志望	
	第4志望	第5志望	第6志望	
出願者	ふりがな 氏 名	保 護 者 等		ふりがな 氏 名
	生 年 月 日			昭和 年 月 日生 平成
	現 住 所	□□□-□□□□	現 住 所	□□□-□□□□
	出 身 (在 籍) 学 校	昭和 年 月 日 卒 業 平成 年 月 日 卒 業見込 令和	出 願 者 と の 関 係	(電話) - -
中 学 校 卒 業 時 の 所 属 学 級	中学校〔通常の学級、通常の学級(通級による指導)、知的障害特別支援学級、 自閉症・情緒障害特別支援学級、その他()〕 特別支援学校中学部〔普通学級、重複障害学級、訪問教育学級〕			
寄 宿 舎	入舎を希望する 入舎を希望しない			
備 考				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
- 2 受検番号欄は記入しないこと。
- 3 学校卒業年月日について、卒業又は卒業見込のどちらかを二重線で消すこと。
- 4 保護者等署名欄は、出願者が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人又は補助人が署名すること。

別記第3号様式の3(第16条関係)

高等部専攻科		受 検 号 番 号		
入 学 願 書				
令和 年 月 日				
北海道		学校長 様		
出願者署名又は記名				
保護者等署名				
貴校専攻科に入学したいので、許可してください。				
出願学科		第1志望		
		第2志望		
出 願 者	ふりがな 氏 名			
	生 年 月 日	昭和 年 月 日 生	保 護 者 等	
	現 住 所	□□□-□□□□		
	出 身 (在 籍) 学 校			
	学校卒業 (卒業見込) 年 月 日	昭和 卒業 平成 年 月 日 令和 卒業見込		出 願 者 と の 関 係
寄 宿 舎	入舎を希望する			
		入舎を希望しない		
備 考				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
- 2 受検番号欄は記入しないこと。
- 3 学校卒業年月日について、卒業又は卒業見込のどちらかを二重線で消すこと。
- 4 保護者等署名欄は、出願者が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人又は補助人が署名すること。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第18条関係)

誓 約 書	
令和 年 月 日	
北海道	学校長様
現住所	
生徒署名又は記名	
年 月 日生	
私は、北海道	学校の生徒としての本分に反しないことをここに誓います。
保護者等	
現住所	
生徒との関係	
署 名	
年 月 日生	
<p>上記本人の在学中における行為について、生徒の補導、願出を必要とする手続きに係る同意、法令及び校則等の諸規則の遵守に係る指導・監督並びに緊急時の連絡対応を行うことについて、責任を負います。</p>	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
- 2 保護者等の署名欄は、生徒が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人又は補助人が署名すること。

別記第5号様式の規定中「保護者署名」を「保護者等署名」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
2 保護者等署名欄は、生徒が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人、補助人が署名すること。」

別記第5号様式の2の規程中「保護者氏名」を「保護者等氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
2 保護者等氏名欄は、生徒が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人、補助人を記載すること。」

別記第6号様式及び別記第7号様式の規程中「保護者署名」を「保護者等署名」に改め、同様式備考を次のように改める。

- 「備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。
2 保護者等署名欄は、生徒が未成年者の場合には、子に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）が、出願者が被後見人、被保佐人又は被補助人の場合には、後見人、保佐人、補助人が署名すること。」

附 則

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会庁用自動車管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式注1中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

- 1 この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第7号

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程等の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

北海道教育庁職員服務規程等の一部を改正する教育長訓令

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第1条 北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第7条を次のように改める。

(出勤状況の管理)

第7条 職員は、その出勤状況の管理を勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下この条から第8条の2までにおいて同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、出勤簿（別記第1号様式））により自ら行うものとする。

第8条第1項中「、あらかじめ」を「、勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、）」に、「に記入して」を「」によりあらかじめに改め、同条第2項中「休暇等処理簿」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、休暇等処理簿）」に改め、同条第3項中「並びに」を「は介護休暇等処理簿（別記第2号様式の2）（表面）により、）」に、「、あらかじめ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、）」に、「（別記第2号様式の2）に記入して」を「（裏面）」により、あらかじめに改め、同条第4項中「あらかじめ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、）」に、「に記入して」を「」によりあらかじめに改める。

第8条の2中「休暇等処理簿又は介護休暇等処理簿」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、休暇等処理簿）」に改める。

第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

（外勤）

第11条の2 職員は、外勤するときは、あらかじめ所属長からの口頭による命令を受けなければならない。

（北海道教育庁等職員の修学部分休業に関する規程の一部改正）

第2条 北海道教育庁等職員の修学部分休業に関する規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「修学部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学部分休業承認申請書（別記第1号様式）により所属長に申請しなければ）」に改め、同条第2項中「提出が」を「申請が」に、「当該提出」を「当該申請」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の証明書類は、当該証明書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を電子メールにより送信して提出することができる。

第3条第1項中「修学状況変更届（別記第2号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学状況変更届（別記第2号様式）により修学状況の変更を所属長に届け出なければ）」に改め、同条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に、「提出」を「届出」に改める。

第4条第1項中「修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式）を所属長に提出し」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式）により休業時間の変更を所属長に申請し」に改め、同条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に、「提出」を「申請」に改める。

（北海道教育庁等職員の高齢者部分休業に関する規程の一部改正）

第3条 北海道教育庁等職員の高齢者部分休業に関する規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高齢者部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、高齢者部分休業承認申請書（別記第1号様式）により所属長に申請しなければ）」に改め、同条第2項中「提出が」を「申請が」に、「当該提出」を「当該申請」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の証明書類は、当該証明書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を電子メールにより送信して提出することができる。

第3条第1項中「高齢者部分休業時間延長申出書（別記第2号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、高齢者部分休業時間延長申出書（別記第2号様式）により所属長に申し出なければ）」に改め、同条第2項中「第2項」を「第2項及び第3項」に、「提出」を「申出」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第8号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令
(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「及び一般的調査統計」を「その他の統計」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	課長補佐 主幹 総務係 予算係 人事係 組織・給与制度係	4人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 法制係 訟務係 決算・会計指導係 職員公務管理係	4人とする。
	施設課	課長補佐 施設企画係 道立学校係 施設助成係 建築保全係	4人とする。 総括主査を含む。
	教育政策課	課長補佐 政策企画係 教育計画係 定数政策係 広報広聴係	4人とする。 総括主査を含む。
生涯学習推進局	社会教育課	課長補佐 企画・調整係 地学協働推進係 社会教育指導係 社会教育施設係 人材育成・開発グループ (主幹を含む。) ネイパル砂川グループ (主幹を含む。) ネイパル深川グループ (主幹を含む。) ネイパル森グループ(主	7人とする。 総括主査を含む。 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル砂川駐 在 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル深川駐 在 北海道立青少年体験活動

		幹を含む。 ネイパル北見グループ (主幹を含む。 ネイパル足寄グループ (主幹を含む。 ネイパル厚岸グループ (主幹を含む。)	支援施設ネイパル森駐在 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル北見駐 在 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル足寄駐 在 北海道立青少年体験活動 支援施設ネイパル厚岸駐 在
	文化財・博物館 課	課長補佐 博物館係 文化財保護係 文化財調査係 北方民族博物館グループ (主幹を含む。 文学館グループ(主幹を 含む。 釧路芸術館グループ(主 幹を含む。)	3人とする。 総括主査を含む。 北海道立北方民族博物館 駐在 北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在
	(担当課長)	課長補佐 主幹 道立近代美術館整備係	
幼児教育推 進局	幼児教育推進セ ンター	課長補佐 幼児教育推進係	総括主査を含む。
学校教育局	高校教育課	課長補佐 主幹 高校予算係 高校教育指導係 キャリア教育指導係 高校企画・支援係 国際交流係	5人とする。 3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 高校配置係 特別支援学校配置係 学校制度係	4人とする。
	義務教育課	課長補佐 企画・支援係 義務教育指導係 就学支援係	3人とする。 総括主査を含む。
	学力向上推進課	課長補佐 主幹 学力向上支援係 学力向上政策係	2人とする。 総括主査を含む。
	特別支援教育課	課長補佐 特別支援教育企画係 特別支援教育指導係 特別支援教育制度推進	4人とする。 総括主査を含む。

		係	
	教職員育成課	課長補佐 育成支援係 人材育成・教育研究所 整備推進係	2人とする。 総括主査を含む。
	健康・体育課	課長補佐 主幹 企画・調整係 健康・体育指導係 学校給食振興・指導係	3人とする。 総括主査を含む。
	高校総体推進課	課長補佐 高校総体企画係 高校総体競技係 高校総体式典係	3人とする。 総括主査を含む。
	生徒指導・学校 安全課	課長補佐 主幹 企画・調整係 生徒指導係 学校安全係	3人とする。 総括主査を含む。
I C T教育 推進局	I C T教育推進 課 (担当課長) (担当課長) (担当課長)	課長補佐 I C T環境支援係 I C T教育指導係	2人とする。 総括主査を含む。
教職員局	教職員課	課長補佐 小中学校人事係 教員選考検査係 人事制度・免許係 道立学校人事係	3人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 主幹 服務制度係 働き方改革係 部活動対策推進係	3人とする。 2人とする。
	(職員制度室)	課長補佐 職員制度係	
	教職員事務課	課長補佐 主幹 総務調整係 給与決定係 給与管理係	2人とする。 総括主査を含む。
	(担当課長)	課長補佐 道立学校手当認定第一係 道立学校手当認定第二係 道立学校手当認定第三係 市町村立学校手当認定第	4人とする。

		一係 市町村立学校手当認定第二係 市町村立学校手当認定第三係 市町村立学校手当認定第四係 道立学校旅費第一係 道立学校旅費第二係 市町村立学校旅費第一係 市町村立学校旅費第二係 旅費管理係	
	福利課	課長補佐 企画福祉係 健康管理係 健康支援係	3人とする。 総括主査を含む。

別表第2局の部中「渡島及び上川」を「渡島及び釧路」に改める。

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第2条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務政策局の部総務課の項局長又は担当局長の欄に次の1号を加える。

3 本庁課長等職員が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定

別表第2総務政策局の部総務課の項課長又は担当課長の欄に次の4号を加える。

8 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員である市町村立高等学校職員の昇格及び降格並びに当該昇格等に伴う職務の級及び号俸の決定又は承認

9 教育庁及び所管機関の職員(本庁課長等職員を除く。)が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定

10 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の承認

11 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の降格による職務の級及び号俸の決定(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)の承認

別表第2総務政策局の部総務課の項教育局長の欄に次の2号を加える。

5 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格並びに降格に伴う職務の級及び号俸の決定

6 県費負担教職員である市町村立高等学校の職員の昇格(昇任によるものを除く。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の決定

別表第2学校教育局の部高校教育課の項課長又は担当課長の欄の第1号中「高等学校」の次に「及び特別支援学校」を加える。

別表第2学校教育局の部特別支援教育課の項課長又は担当課長の欄中第1号を削り、第2号を第1号とする。

別表第2教職員局の部教職員事務課の項局長又は担当局長の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第2教職員局の部教職員事務課の項課長又は担当課長の欄中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号から第12号までを4号ずつ繰り上げる。

別表第2教職員局の部教職員事務課の項教育局長の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とする。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第3条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項の表を次のように改める。

区分	記号
本庁の課（教育政策課、文化財・博物館課、幼児教育推進局幼児教育推進センター、学力向上推進課、教職員育成課、健康・体育課、高校総体推進課、生徒指導・学校安全課、ICT教育推進課、教職員課及び教職員事務課を除く。）	教の文字に当該課の頭文字を付したもの
教育政策課	教政
文化財・博物館課	教文博
幼児教育推進局幼児教育推進センター	教幼セ
学力向上推進課	教学向
教職員育成課	教育成
健康・体育課	教健体
高校総体推進課	教総体
生徒指導・学校安全課	教生学
ICT教育推進課	教ICT
教職員課	教職
教職員事務課	教事
出先機関	教の文字に当該出先機関の頭文字を付したもの

附 則

(施行期日)

- この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。
(職員の経過措置)
- この教育長訓令の施行の日の前日において、現に次の表の第1欄に掲げる局の課に勤務を命じられている者（課長補佐及び主幹を除く。）は、別に発令がないときは、それぞれ、引き続き同一の局の課における同表の第2欄に掲げる係に勤務を命じられたものとする。

第1欄		第2欄	
学校教育局	特別支援教育課	特別支援教育振興係 特別支援教育制度推進係	
	健康・体育課	学校給食振興係	学校給食振興・指導係
		学校給食指導係	学校給食振興・指導係
	生徒指導・学校安全課	生徒指導（問題行動等）係	生徒指導係
		生徒指導（学校安全）係	学校安全係

北海道教育委員会教育長訓令第9号

庁 中 一 般
道 立 学 校

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校自動車管理規程(平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式注1中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

- 1 この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第10号

庁 中 一 般
所 管 機 関
(道立学校を除く。)

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第40条の見出し中「記録の転送」を「健康情報の取扱い」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所属長、産業医等、保健師その他関係職員は、職員の健康情報の取扱いに際して、個人情報保護に留意するものとし、総括衛生管理者が別に定める教育庁職員等の健康情報に係る取扱基準により、健康情報の取扱いを行わなければならない。

附 則

この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第11号

道 立 学 校

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員安全衛生管理規程(平成9年北海道教育委員会教育長訓令第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条・第23条」を「第22条―第24条」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(健康情報の取扱い)

第24条 所属長、産業医等、保健師その他関係職員は、職員の健康情報の取扱いに際して、個人情報の保護に留意するものとし、道立学校総括安全衛生責任者が別に定める道立学校職員の健康情報に係る取扱基準により、健康情報の取扱いを行わなければならない。

附 則

この教育長訓令は、令和4年4月1日から施行する。